

月刊

宅建マイスターマル秘レポート

2024年7月号

知らないでは済まされない！ “不動産売買取引の「抜け穴」と「急所」不動産売買の法律にも急所がある！

- ★売買契約後に「融資」が得られず錯誤を主張？
- ★欠陥マンション買主が売主でなく施工業者を訴え
- ★仮登記を知らず、本登記だけを信用した話！

- ① 登記簿と違う土地を売り付けられて大失敗！
- ② 土地の取得時効をはねつけて移転登記をした。
- ③ 地主の承諾なしに家屋だけを購入し大損した。
- ④ よく調査もせず隣地の相続不動産を購入！

「眺めが悪い」と売買契約は？

解除できる！

解除できない。

・ 闇深い話として、民法166条の「無断転貸」を理由とする土地明渡請求でも、10年以内に必ずせよ！という理由は・・・「契約解除後」も、10年の消滅時効かかるからである。

福岡 売買なう！

気になる記事

最近増えてのは、見積もりよりも質を落とした“建築材料”を使っていたので代金を値引きさせる交渉。

地域 **No.1**を目指します！

宅建士の最高位である「宅建Dr.」の存在が、あなたの不動産を適正に判断し最適な価格で購入、売却ができます！

不動産のプロとは
「公認不動産コンサルティングマスター」の有資格者が在籍している会社。

情報・知識

スタッフ全員が、宅地建物取引士の有資格者です。その他、ファイナンシャルプランナーや賃貸不動産経営管理士、競売不動産取扱主任者などが在籍しております。

営業マンの姿勢

『スビーディーな行動』真心こめたアフターフォロー』お客様の話をきく』あたり前のことを大切にします。

不動産売買の専門家
「宅建マイスター」に
きいてみよう！

女性営業
が対応
いたします
♪♪♪

スタッフ全員が「女性」！ 博多駅から徒歩4分！ 売却相談・購入相談随時承ります！

R 産託コンサルタンツ

SANTAKU



正直不動産ばかりじゃない。不動産業者に行政処分を与えたい！お気軽にご相談ください。

★毎週更新★
R産託コンサルタンツ
スタッフブログ
★ぜひご覧ください★